

学校の働き方改革

先生が子どもとじっくりと向き合うために

日本全体で加速する「働き方改革」。義務教育の場、小中学校でも「待ったなし」の変化が求められています。今、教育現場はどうなっているのか。長時間労働を是正しながら、教育の質を高めるには何が必要なのか。シリーズを通し考えていきます。

VOL.6

県内に先駆け市内3校に「部活動指導員」をモデル配置

教育委員会では、平成30年度8月から、部活動の指導や試合の引率を顧問の教員に変わって担う「部活動指導員」を、県内他市町村に先駆けて導入しました。小林中学校、三松中学校、野尻中学校の3校に1人ずつモデル配置。運用方法や教員の負担軽減の効果などについて検証しています。

文部科学省の教員勤務実態調査（平成28年度）によると、中学校の教員の長時間労働の、主な要因の一つが部活動。文科省が平成29年度に発表した緊急対策では、「部

活動」を「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」として、部活動指導員や外部人材の積極的な参画を示しました。

指導員は、教員がいなくても単独で生徒への指導や大会の引率が可能。教員の負担軽減につながり、教材研究や授業準備、子どもと向き合う時間の確保につながります。加えて、専門性のある指導による競技力・技術力の向上も期待されます。

実際に、指導員が配置された部活動顧問の残業時間は、月20時間程度減少。「専

【参考】これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方
(文部科学省 中央教育審議会「中間まとめ」より 抜粋)

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等）	⑨給食時の対応 ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

門的指導により生徒の成長に役立っている」「繁忙期や、緊急の業務が入ったときに任せられるのがありがたい」などと声が上がっています。

野 尻中の軟式野球部に配置されているのは、大山達也指導員（25歳）。野尻小2年のときから野球を始め、中学、高校、大学と野球を続け、現在地元の野球チームに所属する根っからの野球人。野尻中軟式野球部のキャプテンを務めました。西諸広域行政事務組合の事務局職員という仕事の傍ら、平日の夕方や休日に生徒たちを指導し、公式試合も顧問の教員と共に引率しています。

野 尻中学校軟式野球部顧問の藤本明広教諭は3年生の担任。「今はまさに受験事務の真っ只中で、部活を見ていただいているので非常に助かります」と感謝。大山さんは「先生たちを見ていて本当に忙しいと思う。



野尻中軟式野球部を指導する部活動指導員の大山さん。

登録や調整ごとは先生、技術指導は自分、と役割分担をしています。いいチームですので、試合で実力が出せるよう手助けしていきたい」と意気込んでいます。

市 教委では部活動指導員の配置のほか、週に2日、部活動休養日を設けるなどして、生徒のリフレッシュ、教員の多忙化解消を図っています。今後も、教員の負担軽減と教育の質の向上につながる取り組みを進めていきます。

受験事務に集中でき助かります

3年の担任もしているので、今まさに迎えている受験事務に集中できる時間ができて非常に助かっています。私自身、野球の経験がないので、ノックをしても「ボールの行き先はボールに聞け〜！」といった感じ（笑）。生徒たちも大山さんをリスペクトしていますし、経験に裏打ちされた指導ですので、生徒たちの成長にも役立っています。



野尻中学校 軟式野球部
顧問
ふじもと あきひろ
藤本 明広 教諭

役割分担しながら連携しています

先生たちを見ると、本当に忙しいと思います。練習試合の連絡調整や大会の登録などは先生、現場での技術指導は指導員の自分と、役割分担をしながら連携しています。野尻中軟式野球部は、人数は少ないですが、一人一人実力があるいいチーム。中学生なので長い目で見ながら、のびのびと野球をやらせてあげたいと思っています。



野尻中学校 軟式野球部
顧問（部活動指導員）
おおやま たつや
大山 達也 さん

メモ 平日は2時間。週に2日は休養日。スポーツ庁が公表する運動部活動に関するガイドライン

運動部活動については、教師の長時間労働や、教師に競技経験等がないために、専門的な指導ができず、生徒のスポーツニーズに必ずしも応えられていないことなどの課題があります。また、大会で勝つことを重視した過度な練習は、生徒のバランスのとれた発達を妨げるという問題があります。

生徒がスポーツに親しめる基盤として、運動部活動を持続可能とするため、スポーツ庁では有識者会議における検討を経て、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定・公表しました。

ガイドラインの中では、平日の活動時間を2時間程度、休養日を週2日以上設けること等が示されています。これは、

スポーツ医学・科学の観点から、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」とされているため。一方、競技力の低下や、活動したい生徒の希望を抑えることにつながるのでは？という意見もあります。そのほか、少子化が進むことから、将来的に、従来の学校単位での部活ではなく、地域のクラブ単位での活動も視野に入れた体制の構築も、ガイドラインでは示唆されています。

部活動のあり方については、今後も議論が続いていくことが予想されますが、教員の多忙化だけでなく、生徒の多様なニーズに応じて、改革を進めることが求められます。